

○ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例施行規則

平成20年3月28日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例（平成19年条例第33号。以下「条例」という。）第25条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において「改良土」とは、土砂等（泥土を含む。）又は建設汚泥にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものをいう。

(条例第3条第2項第1号の規則で定める者)

第3条 条例第3条第2項第1号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 日本下水道事業団及び自動車安全運転センター
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (5) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (6) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (7) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (8) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
- (9) 前各号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力を有する者として市長が認めた者

2 前項第9号の規定による市長の認定を受けようとする者は、土壌汚染又は災害防止に関し国又は地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表（条例第3条第2項第2号の規則で定める土採取事業）

第4条 条例第3条第2項第2号の規則で定める土採取事業は、次に掲げる土採取事業とする。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定による許可に係る土採取事業
- (2) 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による許可に係る土採取事業
- (3) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第1項の規定による届出又は同条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）の規定による認可に係る施業案に従って行う土採取事業
- (4) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可に係る採取計画に従って行う岩石の採取に伴う土採取事業
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は第34条第2項（第44条において準用する場合を含む。）の規定による許可に係る土採取事業
- (6) 道路法（昭和27年法律第180号）第91条第1項の規定による許可に係る土採取事業
- (7) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項の規定による許可を受けた土採取事業
- (8) 海岸法（昭和31年法律第101号）第8条第1項の規定による許可に係る土採取事業
- (9) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による許可（同法第19条の規定により許可を受けたものとみなす場合の許可を含む。）に係る土採取事業
- (10) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の規定による許可に係る工事（宅地造成及び特定盛土規制法施行令（昭和37年政令第16号）第3条第2号、第3号又は第5

号に該当する切土を伴うものに限る。)として行う土採取事業

(1 1) 河川法(昭和39年法律第167号)第25条,第27条第1項,第55条第1項又は第57条第1項の規定による許可に係る土採取事業

(1 2) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定による認可に係る採取計画に従って行う砂利の採取に伴う土採取事業

(1 3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による許可に係る開発行為として行う土採取事業

(1 4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による許可又は同条第3項の規定による届出に係る土採取事業

(1 5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う土採取事業

(1 6) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第7条第1項1号に規定する実施措置として行う土採取事業

(1 7) ひたちなか市風致地区内における建築行為等の規制に関する条例(平成15年条例第43号)第2条第1項の規定による許可に係る土採取事業

(1 8) 茨城県自然環境保全条例(昭和48年茨城県条例第4号)第8条第1項又は第13条第1項の規定による届出に係る土採取事業

(1 9) 茨城県砂防指定地管理条例(平成15年茨城県条例第36号)第5条の規定による許可を受けた土採取事業

(条例第3条第2項第3号の規則で定める土採取事業)

第5条 条例第3条第2項第3号の規則で定める土採取事業は,次に掲げる土採取事業とする。

(1) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土採取事業であって,当該区域内で採取した土砂等を当該区域内のみで使用するもの

(2) 災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある土採取事業(事前協議)

第5条の2 条例第6条の2に規定する事前協議の申立てを行おうとする者は,事前協議書(様式第1号の2)に次に掲げる書類を添付して,これを市長に提出しなければならない。

(1) 土採取事業計画書(様式第1号の3)

- (2) 土採取場及び隣接する土地の明細表（様式第1号の4）
- (3) 土採取場の位置を示す図面及びその付近の見取図
- (4) 土採取場の土地の不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
- (5) 土採取場で採取した土砂等の搬出経路を示した図面
- (6) 土採取場の現況平面図，現況断面図及び面積計算書
- (7) 土採取場における土採取後の計画平面図及び計画断面図
- (8) 土採取場における復元後の計画平面図及び計画断面図（土地の復元を伴う場合に限る。）
- (9) 土採取に係る土量計算書
- (10) 土採取場の雨水等の処理及び排水に関する計画

2 市長は，前項の規定による申立てがあった場合には，遅滞なくその内容について精査し，指導の内容を事前協議済書により当該申立てをした者に通知するものとする。

（許可の申請）

第6条 条例第7条第2項に規定する申請書は，土採取事業許可申請書（様式第2号）とする。

2 条例第7条第2項第8号の規則で定める事項は，土地の復元面積，復元の量，土採取事業の施工上の管理をつかさどる者（以下「施工管理者」という。）の住所，氏名及び電話番号並びに当該土採取事業に用いる建設機械の種類及び台数とする。

3 条例第7条第3項の規則で定める書類は，次に掲げる書類とする。

- (1) 申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては，法人の登記事項証明書）及び印鑑登録証明書
- (2) 土採取場の位置を示す図面及びその付近の見取図
- (3) 土採取場の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
- (4) 土採取事業に係る土地の所有者等の同意書（様式第2号の2）（土地の所有者等が申請者のみである場合を除く。）
- (5) 土採取場の土地の使用権原を証する書面（土採取場が自己所有でない場合に限る。）
- (6) 請負契約書の写し（申請者が他の者に施工を請け負わせる場合に限る。）
- (7) 施工管理者の住民票の写し

- (8) 土採取場で採取した土砂等の搬出計画 (様式第 3 号)
- (9) 土採取場の現況平面図, 現況断面図及び面積計算書
- (1 0) 土採取場における土採取後の計画平面図及び計画断面図
- (1 1) 土採取場における復元後の計画平面図及び計画断面図 (土地の復元を伴う場合に限る。)
- (1 2) 土採取に係る土量計算書
- (1 3) 土採取場の雨水等の処理及び排水に関する計画
- (1 4) 土採取事業が法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類 (当該法令等に基づく許認可等を要するものである場合に限る。)
- (1 5) 排水放流先水路等の管理者の許可又は同意を得たことを証する書類 (排水を放流する場合に限る。)
- (1 6) 土採取場の境界から 3 0 0 メートル以内に居住する住民 (事業所を含む。) の同意を得たことを証する書類 (当該土採取場の面積が 5 , 0 0 0 平方メートル以上の場合に限る。) 及び土採取場に隣接する土地の地権者の同意を得たことを証する書類。ただし, 同意が得られない場合又は同意を得ることが著しく困難である場合は, その理由を記載した書類とする。
- (1 7) 条例第 1 2 条に規定する許可申請手数料に係る納入通知書兼領収証書の写し
- (1 8) 暴力団員又は暴力団に関する誓約書 (様式第 3 号の 2)
- (1 9) 前各号に掲げるもののほか, 市長が必要と認める書類
(許可の基準)

第 7 条 条例第 9 条第 1 項第 1 号アの規則で定める技術上の基準は, 別表第 1 のとおりとする。

2 条例第 9 条第 1 項第 1 号イの規則で定める基準は, 別表第 2 のとおりとする。
(技術上の基準の適用除外)

第 7 条の 2 条例第 9 条第 2 項の規則で定めるものは, 宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 2 条第 1 項又は第 3 0 条第 1 項の規定による許可を要する行為とする。
(許可等の決定)

第 8 条 市長は, 第 6 条第 1 項の申請書の提出があったときは, その内容を審査のうち, 許可又は不許可の決定をし, 土採取事業許可 (不許可) 決定通知書 (様式第 4 号) により, 当該申請書を提出した者に通知するものとする。
(変更の許可の申請等)

第 9 条 条例第 1 1 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は, 土採取事業

変更許可申請書（様式第5号）に第6条第3項に掲げる書類のうち、変更に係る事項に関するものを添付して、これを市長に提出しなければならない。

2 条例第11条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

（1） 土採取事業を行う期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）

（2） 土採取の量の変更（当該土採取の量を減少させるものに限る。）

（3） 土採取事業の施工に関する計画の変更（前2号に掲げる事項の変更に伴うものに限る。）

3 条例第11条第3項の規定による届出は、土採取事業軽微変更届出書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出して行わなければならない。

（1） 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合にあっては、住民票の写し

（2） 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合にあっては、法人の登記事項証明書

（変更の許可等の決定）

第10条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査のうち、許可又は不許可の決定をし、土採取事業変更許可（不許可）決定通知書（様式第7号）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（土地の所有者等への通知）

第10条の2 条例第12条の2第3項の規定による通知は、条例第11条第3項又は第13条第1項の規定による届出の写しを送付することにより行うものとする。

（着手の届出等）

第11条 許可を受けた者が条例第13条第1項第1号に該当することとなったときは、土採取事業着手届出書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、これを市長に届け出なければならない。

（1） 許可を受けた土採取事業が茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第6条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可証の写し

（2） 採取した土砂等を搬出先において埋立て、盛土及び堆積をするに当たり、他の法令等の規定による許認可等を要する場合にあっては、当該許認可等を受けたことを証する書類

- 2 許可を受けた者が条例第13条第1項第2号に該当することとなったときは、土地の復元（整備）着手届出書（様式第9号）により市長に届け出なければならない。この場合において、当該土地の復元に用いる土砂等を採取するに当たり他の法令等に基づく許認可等を要するときは、当該許認可等を受けたことを証する書類を添付しなければならない。
- 3 許可を受けた者が条例第13条第1項第3号に該当することとなったときは、土採取事業完了届出書（様式第10号）に完了した土採取場の構造に関する図面を添付して、これを市長に届け出なければならない。
- 4 許可を受けた者が条例第13条第1項第4号に該当することとなったときは、土採取事業廃止（休止）届出書（様式第11号）に次に掲げる図面を添付して、これを市長に届け出なければならない。
 - （1） 土採取事業を廃止した場合にあっては、廃止後の土採取場の構造に関する図面
 - （2） 土採取事業を休止した場合にあっては、土採取場以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置に関する図面
- 5 許可を受けた者が条例第13条第1項第5号に該当することとなったときは、土採取事業再開届出書（様式第12号）により市長に届け出なければならない。
（土地の復元の承認願）

第12条 条例第14条第1項に規定する承認願書は、土地の復元承認願書（様式第13号）とする。

- 2 条例第14条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - （1） 土地の復元に用いる土砂等の搬入経路を示した図面
 - （2） 土地の復元に用いる土砂等の搬入計画（様式第14号）
 - （3） 土地の復元に用いる土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書（様式第15号）
 - （4） 土地の復元に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書（様式第16号）及び土壌分析結果証明書（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。）
 - （5） 土採取後の地盤の地耐力について行った平板載荷試験又はこれと同等の結果を得ることができる試験の結果に関する書類（土地の復元の高さが50セ

ンチメートル未満である場合を除く。)

(6) 擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書又は擁壁の材料にコンクリート二次製品を使用する場合にあっては、その構造仕様が分かる書類（擁壁を設置する場合に限る。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項第3号に規定する土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 土砂等の発生場所及び土地の復元を行う区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。

(2) 土壌の調査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。

(3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあっては、同号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。

(4) 前号の規定により作成した試料は、それぞれ別表第3の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる測定方法により計量を行い、かつ、別表第3の2の右欄に掲げる方法により土砂等の水素イオン濃度指数の測定を行うこと。

(土地の復元に用いる土砂等の基準)

第13条 条例第14条第3項の規則で定める物質は、別表第3の左欄に掲げる物質とする。

2 条例第14条第3項の規則で定める基準のうち、土砂等の性質に係るものについては、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 改良土でないこと。

(2) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土に該当すること。

(3) 前条第3項第4号の規定により測定した水素イオン濃度指数の測定値が4以上9未満であること。

3 条例第14条第3項の規則で定める基準のうち、有害物質に係るものについては、別表第3の左欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる基準値とする。

(土地の復元の承認)

第14条 市長は、第12条第1項の承認願書の提出があった場合は、第7条及び前条に規定する基準に適合しているか否かを審査し、適合していると認めるときは、土地の復元承認通知書(様式第17号)により、当該承認願書を提出した者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認に、当該承認に係る土地の復元を行う区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のため必要な限度において、条件を付すことができる。

(地位の承継の届出)

第15条 条例第15条第2項の規定による届出は、土採取事業地位承継届出書(様式第18号)に承継の事実を証する書類及び暴力団員又は暴力団に関する誓約書を添付して、これを市長に提出して行わなければならない。

(標識の掲示等)

第16条 条例第17条の規定による標識の掲示は、土採取事業に関する標識(様式第19号)により行わなければならない。

2 条例第17条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 許可を受けた年月日及び許可の番号

(2) 土採取事業の目的

(3) 土採取事業を行う場所の所在地

(4) 土採取事業を行う者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)並びに連絡先

(5) 土採取事業を行う期間

(6) 土採取場の面積及び土採取の量

(7) 土地の復元を伴う土採取事業を行う場合にあっては、土地の復元に用いる土砂等の発生の場所及び予定数量

(8) 施工管理者の氏名

3 第1項の標識は、土採取場の入口付近に設置しなければならない。

(帳簿への記載)

第17条 条例第18条の規定による帳簿の記載は、土採取事業施工管理台帳(様式第20号)により土採取事業を行う日ごとに行わなければならない。

2 条例第18条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第10号から第15号までに掲げる事項については、土地の復元を伴う土採取事業を行う場合に限る。

- (1) 土採取事業の許可を受けた者の氏名又は名称
- (2) 土採取場の位置及び面積
- (3) 記録者氏名
- (4) 採取した土砂等の搬出時刻
- (5) 採取した土砂等の搬出車両の登録番号
- (6) 採取した土砂等の搬出業者の名称
- (7) 採取した土砂等の搬出車両の運転者氏名
- (8) 採取した土砂等の搬出数量
- (9) 採取した土砂等の搬出先
- (10) 土地の復元に用いる土砂等の搬入時刻
- (11) 土地の復元に用いる土砂等の搬入車両の登録番号
- (12) 土地の復元に用いる土砂等の搬入業者の名称
- (13) 土地の復元に用いる土砂等の搬入車両の運転者氏名
- (14) 土地の復元に用いる土砂等の搬入数量
- (15) 土地の復元に用いる土砂等の積込み場所
- (16) 施工作業の内容
- (17) その他土採取事業の施工に必要な事項
(土壌の調査等)

第18条 市長は、条例第19条第1項の規定による土採取場内の土壌の調査の命令を行う場合は、土地の復元に係る土壌調査命令書（様式第21号）によって行わなければならない。

2 条例第18条の2又は第19条第2項の規定により行う土採取場内の土壌の調査は、市長の指定する職員の立会いの上、第12条第3項に定める方法によって行わなければならない。

3 条例第18条の2又は第19条第2項の規定による報告は、土地の復元に係る土壌調査報告書（様式第22号）に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 土壌の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真
- (2) 前項の規定により採取した試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び土壌

分析結果証明書

(書類の備付け及び閲覧)

第19条 条例第20条の規定による書類の備付け及び閲覧は、条例第7条第1項の許可を受けた日から行うものとし、第11条第3項の土採取事業完了届出書若しくは同条第4項の土採取事業廃止届出書を提出したとき又は条例第21条の取消しを命ぜられたときから5年を経過する日まで行うものとする。

2 条例第20条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第8条に規定する土採取事業許可(不許可)決定通知書の写し
- (2) 第9条第1項に規定する土採取事業変更許可申請書及び同条第3項に規定する土採取事業軽微変更届出書の写し
- (3) 第10条に規定する土採取事業変更許可(不許可)決定通知書の写し
- (4) 第11条第1項に規定する土採取事業着手届出書、同条第2項に規定する土地の復元(整備)着手届出書、同条第3項に規定する土採取事業完了届出書、同条第4項に規定する土採取事業廃止(休止)届出書及び同条第5項に規定する土採取事業再開届出書の写し
- (5) 第12条第1項に規定する土地の復元承認願書の写し
- (6) 第14条第1項に規定する土地の復元承認通知書の写し
- (7) 第15条に規定する土採取事業地位承継届出書の写し
- (8) 前条第3項に規定する土地の復元に係る土壌調査報告書の写し
- (9) 条例第24条第1項の規定による報告書の写し

(許可の取消し)

第20条 条例第21条の規定による許可の取消しは、土採取事業許可取消し通知書(様式第23号)により行うものとする。

(中止命令等)

第21条 条例第22条第1項の規定による中止命令は、土採取事業中止命令書(様式第24号)により行うものとする。

2 条例第21条又は第22条第2項の規定による停止命令は、土採取事業停止命令書(様式第25号)により行うものとする。

3 条例第22条第1項若しくは第2項又は第22条の4第2項の規定による措置命令は、措置命令書(様式第26号)により行うものとする。

(土地の所有者等による土採取事業の施工状況の確認)

第21条の2 条例第22条の3第1項の規定による土採取事業の施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、毎月1回以上行わなければならない。この場合

において、土地の所有者等は、自ら当該施工状況を確認することが困難な事情があるときは、他の者に確認させることにより行うことができる。

(1) 当該施工に係る土採取場内において、当該施工状況が、条例第7条第1項又は第11条第1項の規定による許可の内容に相違していないこと。

(2) 当該施工に係る土採取場内において、土砂等の崩壊、飛散若しくは流出による災害の発生がないこと又はそのおそれがないこと。

(公表)

第21条の3 条例第22条の5第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の規定による公表は、ひたちなか市公告式条例（平成6年条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 住所又は事務所の所在地

(2) 法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 条例第22条の5第1項第2号又は第3号に該当する場合にあっては、許可の取消しの理由又は命令の内容

(身分証明書)

第22条 条例第24条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第27号）によるものとする。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第7条関係）

技術上の基準	
土 採 取	1 採取工法は、通常「階段式工法」、「傾斜式工法」又は「平面式工法」で行い、「エグリ掘り」は行わないこと。
	2 隣接地との保安距離は、最小限度2メートル以上とし、隣接地に人家又は公共施設等がある場合は、土質及び地形等を勘案して保安上必要な距離をとること。なお、擁壁等の堅固な建造物を設ける場合は、この限りでない。
	3 採取途中の災害防止のため、極力「切り下げ方式」を採用すること。
	4 掘削・切土高が5メートル以上でのり面が発生する場合にあっては、深さ

5メートルごとに幅1メートル以上の段を設けること。

5 掘削の深さは、原則として掘削する場所の周辺の土地のうち最も低い部分よりも低くしないものとする。若しくは、周辺の地下水に影響を与えない深さとする。

6 掘削・切土の標準勾配は、土質及び掘削・切土高に応じ、次に示す角度以下とすること。

土質	掘削・切土高5メートル以上の場合	掘削・切土高5メートル以下の場合
軟岩（風化の著しいものを除く）	60度	70度
風化の著しい軟岩	40度	50度
砂利，真砂土，粘土，その他これらに類するもの	35度	45度

7 土採取場内に滞留する雨水等を公共用水域に排水する場合にあっては、懸濁物を除去する十分な能力を持った沈殿槽等が設置されていること。

8 土採取場内に採取した土砂等を堆積する場合にあっては、堆積の高さは10メートル以下とし、高さ5メートルごとに幅1メートル以上の段を設け、のり面の勾配は30度以内とすること。

土地の復元・整備

1 土採取場の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置き換えその他の措置が講じられていること。

2 著しく傾斜をしている土地において土地の復元を施工する場合にあっては、土地の復元を施工する前の地盤と土地の復元に用いる土砂等との接する面がすべり面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。

3 盛土の高さは、10メートル以下とし、のり面の勾配は、30度以内とすること。

4 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条から第12条までの規定に適合すること。

5 盛土の高さが5メートル以上である場合にあっては、5メートルごとに幅1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には、雨水等によるのり面の崩壊を防止するための措置が講じられていること。

6	土地の復元の完了後の地盤の緩み，沈下，崩壊又は滑りが生じないように，原則として直高30センチメートルごとに十分な敷きならし，締固めその他の措置が講じられていること。
7	土採取事業完了後に残るのり面は，当該のり面を石張り，芝張り，モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
8	土採取事業完了後の土地は，利用目的が明確である部分を除き，芝張り，植栽その他土砂等の飛散流出防止のための措置が講じられていること。

別表第2（第7条関係）

施工管理体制	<p>1 土採取事業を施工するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。</p> <p>2 土採取事業の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに，その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。</p> <p>3 土採取場に，人がみだりに立ち入ることを防止するためのさくを設けること。また，土採取場内を容易に目視できる構造とすること。</p> <p>4 土採取場への出入口は，原則として1箇所とし，作業終了後は施錠すること。</p>
崩壊等防止対策	<p>1 地山の亀裂，陥落等の異常の有無及び含水，ゆう水の状態を絶えず監視するとともに，計画的採取に努めること。</p> <p>2 1日の作業終了時に，落石，倒木のおそれのある浮石や立木がある場合は，その日のうちに除去すること。</p> <p>3 気象状態に絶えず留意し，気象状態の悪化が予想される場合は，作業の中止，危険箇所の保全処置等適切な措置を講ずること。</p> <p>4 集中豪雨その他の原因で土砂の流出がないよう必要な措置を講じること。</p>
排水対策	<p>1 土採取場内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。</p> <p>2 土採取場内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開きよその他の設備が設けられていること。また，土採取場内から外部へ雨水等が流出し，隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合には，これを常時排水できる設備を設けること。</p> <p>3 ゆう水によってのり面が洗堀され，又は崩壊するおそれがある場合は，水抜きのための水平孔，盲きよ等を設置してゆう水の排除措置を</p>

	講じること。
周辺環境 対策	<p>1 土採取場からの粉じん，運搬路から生じるホコリ等が周辺の地域の生活環境を阻害しないよう散水，シート掛け，表層の締固め，運搬車両の洗車等適切な措置を講ずること。</p> <p>2 土採取場からの雨水等及び土砂等により公共用水域及び地下水の水質汚濁を生じさせないこと。</p> <p>3 騒音については，騒音規制法（昭和43年法律第98号）に規定する特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に準じ，必要な騒音防止措置を講ずること。</p> <p>4 振動については，振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する特定建設作業の規制に関する基準に準じ，必要な振動防止措置を講ずること。</p>
交通安全 対策	<p>1 道路に進入路を取り付ける場合には，道路管理者と協議の上，道路管理者の指示に従うこと。</p> <p>2 土砂等の搬出入に伴う土採取場からの土砂等のまき出し等を防止し，他の交通の妨げとならないようにすること。また，路面を汚損したときは速やかに清掃すること。</p> <p>3 土砂等の運搬車両等の通行経路が通学路に当たるときは，教育委員会と協議の上，登下校時間帯の土砂等の運搬車両等の通行を行わない等の必要な措置を講ずること。</p> <p>4 他の交通に支障があると予想される場合は，交通誘導員の配置，安全施設の設置その他の交通安全に必要な措置を講ずること。</p>
作業時間	土採取事業の施工及び土砂等の運搬は，原則として，日曜日，祝日及び年末年始を除く日の午前9時から午後5時までに行うこととし，事業計画に従い，決められた期日及び時間帯以外は行わないこと。
その他生活環境の 保全及び 災害の防 止対策	<p>1 土採取場の周辺の地域の住民の健康及び財産に係る被害が生ずることがないように，必要な措置を講ずること。</p> <p>2 土採取場の周辺の地域の公共物，工作物，樹木及び地下水に影響を及ぼし，又は機能を阻害させないこと。また，必要に応じ事前調査等を行うこと。</p> <p>3 土採取場跡地の利用計画は，周辺の環境と調和するよう配慮すること。また，周辺の状況，土採取前の状態を考慮して植樹，植草等の緑化対策を講じること。</p>

別表第3（第12条，第13条関係）

物質	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102（以下「規格1」という。）の55.2，55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格1の38に定める方法（規格1の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1に掲げる方法
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又は規格1の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては，昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格1の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格1の65.2（規格1の65.2.7を除く。）に定める方法（規格1の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては，日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
^ひ 砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下，かつ，土地の復元を行う区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合	検液中濃度に係るもの
		にあっては，規格1の61に定める方法，農用地に係るものにあっては，農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る ^ひ 砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第

	試料 1 キログラムにつき 15 ミリグラム未満	31号) 第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.005 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	土地の復元を行う区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和 47 年総理府令第 66 号）第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125（以下「規格 2」という。）の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	規格 2 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成 9 年環境庁告示第 10 号）付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	規格 2 の 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下	規格 2 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	シス体にあつては規格 2 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法, トランス体にあつては規格 2 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 2 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法

リクロロエタン	リグラム以下	4. 1又は5. 5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0. 006ミリグラム以下	規格2の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0. 001ミリグラム以下	規格2の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0. 001ミリグラム以下	規格2の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0. 002ミリグラム以下	規格2の5. 1, 5. 2又は5. 3. 1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0. 006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0. 003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0. 002ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0. 001ミリグラム以下	規格2の5. 1, 5. 2又は5. 3. 2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0. 001ミリグラム以下	規格1の67. 2, 67. 3又は67. 4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0. 8ミリグラム以下	規格1の34. 1(規格1の34の備考1を除く。)若しくは34. 4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては, 蒸留試薬溶液として, 水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル, リン酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し, 水を加えて1, 000ミリリットルとしたものを用い, 日本産業規格K0170-6の6図2注記の

		アルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格1の34.1c) (注(2)第3文及び規格1の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格1の47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキササン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機^{りん}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格2の5.1, 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格2の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第3の2(第12条関係)

項目	測定方法
水素イオン濃度指数	公益社団法人地盤工学会が定める地盤工学会基準「土懸濁液のpH試験方法」の最新のもの